

重度障がい者（児）医療費助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

助成制度	対象となる方
重度障がい者（児）医療費助成 ※所得制限あり	・身体障害者手帳の交付を受け、１級～３級の障害を有する方 ・療育手帳の交付を受け、Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２の一部の判定を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級または２級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方

〈医療費受給者証の更新〉

- ・今年度から、重度障がい者（児）医療費受給者証の更新手続きは**不要**です。
 - ・所得、手帳等級などを審査した後、**対象者には新しい受給者証を７月下旬に送付いたします。**
- なお、現在お持ちの重度障がい者（児）医療費受給者証の有効期限は、７月３１日です。
- ※所得が未申告の方や施設入所者の一部の方には、申請書等をお送りする場合がございます。

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

農業委員会
からの
お知らせ

空き家等に付随する農地制度のご紹介 ～空き家等と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ～

これまで、農地の権利移転（売買、贈与、賃借等）には、耕作する下限面積を満たす必要がありました。南越前町では、現在、南条地区は 30 アール、今庄地区は 20 アール、河野地区は 10 アールの下限面積を設定しておりますが、町農業委員会は、令和 3 年 5 月 27 日より南越前町空き家・空き地情報バンク制度に登録された空き家等に付随する農地を取得する場合に限り、下限面積要件を 0.01 アール（1 m²）まで引き下げました。

これは、南越前町の空き家及び空き地に付随する農地を有効活用することで、町の定住促進や新規就農の促進、遊休農地等の発生防止・解消につなげることを目的としています。

詳しくは、お問合せください。



■問合せ 南越前町農業委員会（農林水産課内） ☎ 0778-47-8001

●南越前町空き家・空き地情報バンクに関すること 建設整備課 ☎ 0778-47-8003